

原秀三郎著

『地域と王権の古代史学』

小林 昌 二

はじめに

本書は、日本古代史のよく知られた論客である原秀三郎氏の大作である。その「序説」は書き下ろしの新稿であり、理論と実証の幅広い内容や方法を総括する位置にある。その総括は、列島古代地域史の舞台と国家形成史との構造連関を主軸にし、また文献古代史と方法を異にする考古学とが重層する問題、あるいは学史に見る新たな問題指摘など、新しく、かつ重い論点が展開する。

著者はこうした大きな問題を懼れることなく抱え込み、その解答を探り、思索の結果を正面から率直に提示していく。

そんな本書の魅力にひかれて書評を引き受けものの、筆者が短慮を後悔することにそう時間はかからなかった。重く大きな問題を日頃からあまり共有できていない非力を改めて自覚する日々が続くことになった不明を恥じる他はない。本書刊行（二〇〇二年三月）後の間もない時節にお引き受けし、辞退せずに大幅な時間をすごしたことは偏に筆者の怠惰と非力によるが、しかしなお本

書を読み返し、意を決して筆を執ったのは本書の「序説」に呪縛された崇神崩年干支や津田批判の論点をもつ本書の魅力に取り憑かれたことによる。冒頭から恐縮であるが、この遅延の反省と経緯を記し、著者をはじめ本誌編集委員会と読者各位にお詫びしたい。

本書は、序説、総論、各論、余論という構成からなり、また著者の一九八〇年代から九〇年代の発表論文等十九編による。その成稿一覽は巻末にある。各論や余論においてそれぞれに珠玉の論考が並ぶ。本書評では紙幅の制約からこれら一々の要約や紹介を省き、著者が本書において提起している重要と思われる論点のいくつかに絞って書評の責めを果したいと思う。

その第一には、古代地域史が列島の古代国家形成史といかに連関しているか。第二にそこにおける著者の新しい方法論と史料学の世界がどうなのか。第三に閑却された紀年論の課題や著者のいう「敬神愛国」等と津田批判についてである。

第一 地域史研究と列島古代の国家形成との連関

著者が序説において自らの立場遍歴の第三の契機になったとしている『袋井市史』通史編（一九八三年）は本書の第二部第三である。これを包摂した著者渾身の『静岡県史』通史編は第一部総論の第一章・第四章になる。これを本書の骨格をなす古代地域史の中心部分とみて取り上げる。就中、その第一章「大和王権と遠江国・駿河・伊豆の古代氏族」こそは、本書序説における列島の古代国家形成過程が地域内に貫徹していく歴史の具体的な場であり、また序章に配置された列島の文明史の現場としてもっとも具

体的な歴史の舞台である、という論理的な関係にあるものとしてみていく。

紙幅の都合でその第一節「伝承と古代氏族の土着」が中心になるが、伝承としての四道將軍について核となる史実が、地域史という舞台で検証されるという場面を提示しようとしているからである。

ここでは、「大和王権の勢力が遠・駿・豆に及んだのは、およそ三世紀中頃～四世紀初め頃かと推定される」とし、前期の前方後円墳の磐田市松林山古墳、静岡市柚木山神古墳、清水市三池平古墳や富士市浅間古墳（前方後方墳）の築造は、大和王権の支配が四世紀後半には足柄を越え、坂東から奥羽地方にも及んだことを述べて被葬者の活躍年代は数十年を遡るとしている。ここまでは大方も同意できる記述ではあろう。

だが「これを古典に求めると」としてただちに記紀の四道將軍大彥命や日本武尊の物語に及ぶ。記では大彥の子建沼河別命が東方十二道（伊勢以東とも解されたりするが）の足柄山以東に進み、また紀では武渟川別を東海に派遣したとあることにより足柄以東となり、紀の方が古いともいう理解に進む。ここで多くの地域史では問題をその先に進めることは史料の信憑性を考慮してしない。だが本書はなお先に進む。

まずその伝承の武渟川別は、阿倍氏の祖であるということが駿河国安倍郡における展開の起源を理解することになるとし、これまでは崇峻二年（五八九）の国境視察における阿倍氏一族の東海派遣、阿倍臣の北陸派遣をもってということが一般的な理解であったが、ここで大きく起源を遡及させる。

そこに稲荷山鉄剣銘における重大な八代の系譜は、後述するとして、ここではその「天下左治」の記述が「將軍」にふさわしいとし、阿倍廬原国に阿倍氏とその一族盤踞の起源が建沼河別命の將軍派遣伝承と封地賜与を加えて理解できるとする。こうして建沼河別命の後裔氏族が居住しておかしくないとし、後に現れる阿倍久努朝臣が有度郡久能に本拠をおく一族、長（他）朝臣が有度郡他田郷の静岡市中田に、阿倍志斐連氏が静岡市慈悲尾に、他田廣瀬朝臣が清水市広瀬に、膳氏系高橋朝臣が清水市高橋や遠江国城飼郡高橋郷に、また沼津市高橋川の遺称などに見いだされるところ。そして鉄剣銘のオホヒコから第四代目のタカハシワケが高橋とつながる関係が判明するとし、阿倍氏初代族長の記念碑が四世紀半ばの柚木山神古墳（一一〇m）にあるという。阿倍廬原国はむろん『国造本紀』にいう国造の国名である。「第二章 国造・県主制の成立と遠江国・駿河・伊豆」において、国造制の始まりを六世紀に置く従来の理解に対して五世紀以前に遡るとし、また県主制や稲置について定義を加えつつ五世紀説を批判し、四世紀中頃までの成立説を論じ、阿倍廬原国は五世紀までには成立したと、その起源へと考察を進める。

だがここでの本命は阿倍氏ではなく物部氏にある。まず日本武尊の東征を導入としながら、崇神二代後の景行天皇の時代に、東国の乱れを平定するために派遣されたというこの『日本書紀』伝承の裏付けを延喜式神名帳の焼津神社、草薙神社に求め、久佐奈岐神社とその祭神日本武尊に見出す。伝承の東征の起点が焼津であることは遠い記憶が関係あり、とする。遠江国が四世紀初めまでにはその前進基地で賊地と接したとし、三世紀中頃～四世紀初

めにおける大和王権は伊勢・三河・遠江に達し、袋井市山梨・久能地区に物部が本拠を構え、初代族長の墳墓が磐田市鎌田の松林山古墳であると推定する。そして叙述は次のように展開する。

久米歌と引佐の山について新解釈を行い注目される。物部の武力征服・久米歌の引那佐の山は神武東征説話に登場するが、これを遠江の引佐とすべきだという。引佐郡三ヶ日町に佐久米地名と久米姓の居住があり、『倭名類聚抄』磐田郡久米郷にある。久米歌は戦闘歌というが、食品名に特色があり、久米直の職務である七拳脛膳夫であるという。また久米直祖とあるなど神に贅を奉る職能歌ではないのかという聴くべき新見解を示す。そしてこれが兵站、後方支援部隊であると意味づける。また万葉集遠江国歌二種にみえる鹿玉の柵戸と久米氏にふれ、鹿玉の柵戸（浜松市貴平が有力だ）は、屯田兵の集落と城柵ではないかといわれてきたことを継承し、浜名郡輪祖帳の津築郷における山部八戸は、山部連来目部小楠、山部赤人とも無縁ではないことを説く。

また日本武尊の東征に相模から安房に向かう海路の暴風で海に身を投じた弟橘姫について、これを物部氏一族の穂積氏忍山宿禰の女なりという。物部同族穂積氏等が祖の建忍山垂根の女に弟財郎女がみえる。物語での入水を事実とはしないが、物部氏の東征に果たした役割の大きさがここに象徴されていると見る。

日本武尊の東征の帰路、甲斐の酒折宮の筑波問答における御火焼老人を論功行賞で東国造に任じたという伝承もまた物部の東方進出を物語るものであり、甲府銚子塚（一六九m）が物部一族の墳墓だと理解できるとして遠江国松林山古墳に類似することを根拠に指摘する。

物部氏が大和王権の下で頭角を現すのは五世紀中葉のこととされている（志田諄一）がその時期の検討に進む。その根拠には『先代旧事本紀』『天孫本紀』における饒速日尊の子尾張氏の祖の天香語人命が天下りの後に、長脛彦の妹との間に生まれた宇麻志麻治命が物部の祖とあるなど、同族とする。栗田寛「国造本紀考」はこれを疑うが、「天孫本紀」のさらなる記述、尾張国愛智郡に物部郷や日下郷があり、一概に否定できないとする。尾張氏は東山道を押さえ、物部氏は三河、遠江国を押さえていたと、三河、遠江国・駿河・伊豆の八国造のうち六国造が物部系だ、という点に論拠を見出す。袋井市のかつての山名郡は山梨に由来し、佐野郡は物部一族の佐夜直に由来するとし、ここが東方経営の基地であったと重ねて説く。こうして山梨と物部氏との連関に理解を広げていく。

「天孫本紀」物部第十世条に物部印葉連の姉として山無媛が見えるが、応神天皇の妃となり、太子菟道稚郎皇子や仁徳皇后となる矢田皇女を生んだと伝える。このことをめぐって史料の信頼性を論じる。名代八田部の管理者として叔父物部大別連が証拠づけられるという。この信憑性から第八代・第九代が袋井市域に土着していたといひ、ヤマナシの地名の起源を山無媛に求め、山々に視界が遮られることのない月見里の里と橘逸勢の古歌に、また今日に見出される袋井市にある月見里の姓や月見里神社、あるいは『倭名類聚抄』に駿河国益頭郡物部郷・八田郷が見えることを論拠にあげる。

かかるヤマナシ理解を静岡県外に広げると甲斐国山梨郡山梨郷、下総国千葉郡山梨郷、印旛郡印旛郷、上野国多胡郡山宇（山等）

郷（この例示は、『続日本紀』和銅四年三月辛亥条で「割上野国甘良郡織裳、韓級、矢田、大家、緑野郡武美、片岡郡山等六郷別置多胡郡」とあるように「等」は複数を示すもので、『続日本紀』『国史大系』本の鬻頭注記の「等、恐当作奈、或此上当補奈字」の誤りを引き継いだ尾崎喜左雄氏などの議論が原因の誤解であろう。）などにいたり、これらも物部印葉連との関連があるとし、遠江国山梨を根拠地にした東方経営の進展を示すものとする。

こうして物部氏の遠江国土着を論じ、崇神天皇母方の叔父、物部祖の伊香色雄命の事績伝承が崇神朝の国内統一において物部が神祇を通じて王権と深く関わったとし、また物部氏が王権の側近であったと強調する。

その物部氏の墳墓は、崇神から応神に至る六代の天皇の東国支配の確立過程の間に、三河、遠江国・駿河・伊豆、甲斐を封土とした分封制のもとで前掲各地に封地を広げたとする。かくして三河以東では最古の磐田市松林山古墳は武諸隅連あるいは多遲麻連の墳墓かと推定する。中期の堂山古墳（五世紀前葉）は、応神朝の印葉連の奥津城ともする。さらに他の諸氏族富士氏、志貴氏、土方君氏、日置氏、葵原氏、賀茂氏、中臣氏、忌部氏の定住などに論を進める。

さて以上の筆者の拙い要約から明らかなことは、本書における駿河・遠江・伊豆地域史の解明が、列島史の理解と表裏を成す見事な織物（縦糸、横糸）となつてゐることを、まずは読みとっておきたい。だが前半における大彦命ら四道將軍派遣の伝承は、史料の性格を異にする雄略天皇・ワカタケルの時代の鉄剣銘に支証されて、阿倍廬原國の成立を三世紀半〜四世紀初頭に押し広げる

ことができるとし、また後半では日本武尊東征伝承で『先代旧事本紀』所収の「天孫本紀」という、従来では偽書の問題有りとしてその利用をほとんど行わなかった系譜を使用して物部氏の本拠や起源を論じる、いわば時系列の縦糸（縦軸、次節で後述）としてゐることに大きな問題がある。これらは「これを古典に求めると」の古典の中から史実をいかに確定できたかという困難な問題への挑戦を含み、それ故にその成否が結果を左右することを確認し、話を先に進めたい。

第二 著者の新しい地域史の方法論 （縦糸列、横糸列）と史料学の世界

日本古代史を専攻するところから筆者においても自治体史や地域史の古代編を担当することが多い。考古学とは異なつて文字史料のないところでのどのような記述ができるか。文献史料にも出土資料にも全く恵まれない地域は、市町村レベルではなお多く存在する。県史等の古代地域史のレベルにあつても、著者の舞台である静岡県史のように史料に恵まれたところは、京・畿内を除いてそう多くはないであろう。しかしその恵まれてゐる方の静岡県史においても、古代関係の史料は渺々としたものにとどまる。

だが本書の一端を前述したように、著者は序説で自らの地域史における新しい方法について次のように総括する。これは新しい古代史料の可能性を大きく広げるものとして、古代地域史があり、そこに歴史の座標軸としての時系列と名系列という理解が必要なることを強調している。

その縦軸には時系列としての紀年論が重要であると論じてゐる

が、なお後述する。また横軸には名系列という神名、職名、地名、物品名等の名称の世界に、地域古代史の史料領域の広がりがあることを唱える。人格的・空間的な表現を時系列の対概念として名系列と呼ぶものと定義している。そして律令制法成立以前の王権の時代には、名は身分職分未分離の一体性が反映した背後に人間関係や社会関係が読み解かれるとする。すなわち名は土地所有や地理的・空間的諸関係の認識に及ぶ史料性の有効な示唆を提供するものと説いている。かくして氏は地名のアーケオロジという原義が、古代学、起源論、あるいは由来学の意味をもつものとして、前節で取り上げたヤマナシに係わる問題を扱うことで、帰納の論理だけではなく、筋の通った演繹の論理を用いた説得的な吟味の手法がどうしても必要だ、と主張しているのである。

なるほどヤマナシの各地における地名の存在が、物部印葉連や姉の山無媛らの勢力の展開と結びつくということによって説明ができるという名系列には、地域史ならではの新資料である可能性はある。これは筆者の体験からもむろん理解できるところではあるが、だが難しいことはこの横軸であるヤマナシの地名がなぜ物部一族の山無媛の記録と関連するといえるのか、その関連は何時、何によって生じたのか。可能性を示す仮説とはなってもその存在を立証する史実に容易になるものではないことに変わりはない。多くの場合横軸の新資料は、その年代的な起源の確定が困難な資料という制約を越えられないものがほとんどである。そこで著者は、演繹の論理、つまり一番ありそうな蓋然性の認識を持つべきだという。つまり仮説のことであろう。ヤマナシの地名が「天孫

本紀」物部一族の山無媛と結びつく仮説という意義は分かるが、それによって直ちに論証された史実にはならないのではないか。以上横軸が簡単に縦軸に結びつかない困難な問題があることを見逃すわけにはいかないのである。

氏の云う縦軸の中心問題は「崇神崩年」「戊寅年」問題にある。これについて著者は、「これを曖昧にしたり、態度を決定せぬままに避けて通ったりすることのできない堅固な関門というべきであろう」と、紀・記読解の方法的基準だと提起している。そして著者は昭和五三年九月に明らかにされた「稲荷山鉄剣銘」は、雄略期を遡る八代の系譜と始祖オホヒコの実在にゆるぎない根拠を与えた、とする。また続く昭和五四年一月に太朝臣安萬侶墓誌が明らかにされ、これが『古事記』偽書説の払拭と序文の信頼性を高めたとして、紀・記伝承や系譜の真価の覚醒、歴史学の古典としての復権を予告する象徴的事件であったとし、その一方において学史的先見性が田中卓説（著作集3）にあることを評価し、他方で学会の現状が津田・石母田史学の呪縛から解き放たれていないと強く批判している。

だが一次史料ではない編纂された「史書」の『古事記』の「崩年干支」は、孤立した史料であるために、従来からそのまま信を置くことはできないものであった。これら著者の古事記「崇神崩年」「戊寅年」問題」の提言に即して、いち早くこの紀年論の検討を詳しく行った鎌田元一氏の所論「古事記」崩年干支に関する二・三の問題——原秀三郎「記紀伝承読解の方法的基準」をめぐる——（『日本史研究』四九八号、二〇〇四年二月）が、著者の依拠した先行研究である田中卓、笠井倭人氏らの論証の問題点

を指摘して、その史料性の確証が行い得たものではないことを明示した。

前者で言えば、「住吉神社神代紀」中の「船木等本記」における「志貴御豆垣宮御宇天皇」の注記が「六十八年以戊寅年崩。葬山辺上陵」の記事は、古事記によらない津守家の所伝からなるもので、古事記の崩年干支を支証する古伝承であるとする田中卓氏の見解に対して、その崇神治世年数「六十八年」は日本書紀のそれと全く一致しており、崩年干支「戊寅」も古事記に同じく、記紀を合作したものとする理解を示して批判し、ひいては原氏の見解の当たらないことを暗に指摘した。

後者の笠井氏の紀年論についても、允恭以前の各紀に記事のみられない空白年次が異常に多いが、これを紀年延長の実態を示すものだとし、これを取り除くとその「原書紀」が復元できると仮定した検証方法を批判する。その笠井氏の方法でいくと反正天皇の治世が二年となるものを日本書紀に従って五年としておきたいと例外を設定したり、根拠なく日本書紀が翌年称元法、古事記が当年称元法をとっているなどとしている恣意的な問題点を鋭く指摘している。

こうして学史上で著者が継承すべきとした研究の問題点を明らかにして、依然としてその史料の孤立的性質が変わっていないことを強調している。この鎌田氏の批判のように、原説が依拠する縦軸の核心となる年次が、個別的具体的な実史としては依然として確定できないことになっていると言わざるを得ないのである。これは横軸によって支証されることがないことを次に述べていく。

第三 「敬神愛国」と津田史学理解の問題性

「序説」における古代史研究の「敬神愛国」の立場とは何か、研究主体としての自覚された立場という意味では重要なことである。だがここではあまりに意味が多義的であったり、皮相な理解に繋がる問題がある場合に当たり、有益なものとは思えない。

著者はその自らの立場について「戦後五十年のいわゆる進歩的歴史学への総括を左翼的環境の中に身を置いて歴史学の道を歩んだ」という自己批判を聞くこととなるが、いささか面妖である。それというのも替わって直ちに「敬神愛国」の立場から日本歴史の分析と叙述の方法として構築を試みてきたとし、それを「文明史的方法」であるといい、標記のような意外な立場の表明に及ぶ。著者ならではの率直でラディカルな宣言ではある。今しばらくその契機を窺ってみると、著者は次のように自らの遍歴を概括している。

①古典の史料性に対する大きな展開、②一九七八年の稲荷山鉄剣銘の出現、③一九八三年の『袋井市史』通史編の執筆、④「日本列島の未開と文明」（一九八四）の執筆、⑤一九八九年の世界動向としてベルリンの壁の崩壊、などに及ぶという。

以上記された五点の契機を辿ってみてもこれがなぜ氏の内面を「敬神愛国」の立場に至たらしめたかを容易に理解することはできない。

著者は、静岡県史編纂事業十三カ年計画（一九八五年～一九九七年）に取り組み、本書収録の多彩な論考の成果を挙げた。内面の「敬神愛国」の自覚がここに結実しているとの意図からである。

うが、その理解に繋がる新しい視点や概念を容易に窺うことはできない。

さて著者は、「マルクス・エンゲルスの歴史理論の理解からする文明史の方法によりつつ、実証的には紀・記、『先代旧事本紀』、系図・系譜等の文献史料、古典の伝承や記録、歌謡などの分析、伝承と考古学的成果との総合的解釈を試みるなど、文献史学の本流に復帰することを目指した点にある」という。そして戦後五十年、日本の古代史学は皇国史観に対する反動として紀・記を中心とした古典の伝承や記録については、神話学や国文学、民俗学にこれを委ね、歴史学の基本史料としてこれを敬遠ないし無視するとともに、自らは中国文献を縦系に考古資料を横系に再構成を試みてきたといつてよい」と戦後の古代史学のあり方を総括し、批判している。研究史的に古典軽視の責任が津田史学の批判的克服がかげ声だけであったことにあると説くが、これは著者の意見であり、なお議論の余地のある問題で、津田の責任ではない。だが著者の批判は津田に関する次のような評価の誤りがあったことを論じることとなる。

①津田の『日本古典の研究』では紀・記は、歴史ではなく物語である。あるいは崇峻天皇以前は、ほとんど虚構のものがたりである。また紀・記を文学・思想のテキストの範疇に閉じこめてしまった。さらに応神・仁徳朝以降の見直しはあるが大勢に変わりはない。

②「津田史学の主眼は、文献学にあり、歴史の復原にない。文学を通じての思想研究だ」、「津田は、文明の始源における歴史と物語（文学）が未分離一体Ⅱ即自的結合のもとにあったという重

要な事実に全く気が付いていない」という批判を展開していく。津田の著作の中に、王権の時代（三・六世紀）の歴史の復原と叙述が、外国関係史料の批判と吟味を除けば皆無に等しいという一事によつても示されるとし、津田史学は「史学」か、むしろ東洋政治思想史だ、と断じる。

かくして著者は、直ちに次の古典復権を唱える。この古典復権には、第一に津田左右吉の世界の内在的な批判、第二に紀・記の記事の史料的有效性、その使用前と使用後の検証を説く。思想史など使用前もあろうが歴史の実証には積極的な使用後の結果から判定することが必要だとする。

だがここで浅学を省みずに二、三を述べることにする。このよな著者の津田史学理解から生まれる古典復権の方法には次のように大きな問題がある。

第一に、津田史学は大正二年（一九一三）「神代史の新しい研究」（全集別巻二）において、すでにその核心を世に示している。その中心的な成果として研究史に位置づけなければならない問題は、記紀の神代史が皇室の由来を説くために作られた物語だとするところであり、そのもとは帝紀・旧辭があり、その成立は雄略から継体・欽明の時代であるとしたことにある。津田が徹底して否定した方法は、確かに物語の中に歴史事実の直接的な反映を見ようとする方法にあった。神代史はまず物語として読むこと、この物語の構成の中から浮かび上がったものが皇室の由来の物語であったというのである。津田においては記紀における記述を材料にそれを批判する方法によつて明らかにした結論であったと筆者も考えている。その方法について六年後の大正八年

(一九一九)の「古事記及び日本書紀の新研究」「総論 研究の目的及びその方法」で「第一に、記紀の本文そのものの研究によってなされなければならない。第二には、別の方面から得た確実な知識によってせられねばならぬ」とその方法を詳論している。

著者の言う「津田左右吉の世界の内在的批判」とは如何なることか。私見が期待する内在的批判とは、津田が明らかにした帝紀・旧辞の存在の是非やその如何を正面に据えて行つた批判であると考えられる。だが本書ではこれを避けたところからの批判であり、内在的批判であるとは言えないと考える。

坂本太郎氏が「記紀研究の現段階」(昭和三八年の史学会大会講演、『日本古代史の基礎的研究』上、東京大学出版会一九六四年所収、同氏著作集)において、津田の記紀批判の仕事を喩えて富士山五合目以上を研究したとし、しかしそれよりも低い裾野ともいふべき基礎的研究として、書誌的研究、本文批評的研究、注釈的研究の重要性を強調したが、これらのスタンスをとつた裾野的な基礎的研究の成果と必要とを総合していく研究によって新たな五合目以上の高い水準の研究が生まれてくると展望していたことを忘れてはなるまいと思う。

第二に、著者が、津田の『日本古典の研究』では紀・記は、歴史ではなく物語である。あるいは崇峻天皇以前は、ほとんど虚構のものがたりである。また紀・記を文学・思想のテキストの範疇に閉じこめてしまった。さらに応神・仁徳朝以降の見直しはあるが大勢に変わりはない旨を言う。だが津田はそのような旨を述べていたのであろうか、振り返つてみたい。

津田は、『神代』といふのは『上代』といふこととは全然別の

「概念である」(全集別巻一―四八五頁)としている。また別に「記紀の上代の部分の根柢となつてゐる最初の帝紀・旧辞は、六世紀の初めごろの我が国の社会状態に基づき当時の官府の思想を以て皇室の由来を説き、また、いくらかの伝説や四世紀終わりごろからそろそろ世に遺しはじめられた記録や材料として近い世の皇室の御事績を語つたもので民族の歴史というやうなものでは無い。」(全集別巻第一―四九八頁)と述べている。その民族の歴史でないといふことなどがなるほど著者が言う、大勢に変わりはない、とのことになるのかもしれない。

だがここに『上代』というのは、記紀における人皇初代の神武天皇以後の記述、またその以後のことである。津田はその『上代』に歴史的な事実が全くなかつたとしていない点に注目すると、『神代』は『上代』と全然別、とした意義の相違が見出されよう。従つて「大勢に変わりはない。」とする著者の理解は不正確ではないのか。あるいはまた津田が帝紀・旧辞の編纂時期についてここでは六世紀にしているが、別には「早いものは雄略天皇ころ、遅いものでも継体天皇及び欽明天皇の前後にできたもので」(全集別巻一―四一頁)と述べており、その成立過程に幾段階かを考へており、雄略朝にその可能性があるともしていたのである。だが著者における稲荷山鉄剣銘の理解の仕方にはこの辺りの津田の理解が眼中に無いかのようである。以下このことについてなお敷衍したい。

著者は、「序説」第二章「記紀伝承読解的方法的基準」における稲荷山鉄剣銘をめぐる点において「この銘文出現の意義を紀記の伝承や系譜に関連させてどこまでおしひろげることができるか

という点にあってその波及範囲の認識が古典の復権や歴史叙述とかわつて、王権の發生史をめぐる論議に重大な影響を与えるものである」として稲荷山鉄劍銘により、崇神朝のオホヒコの実在性にゆるぎない根拠が与えられたとする。

だが稲荷山鉄劍銘の八代の系譜については、『シンポジウム鉄劍の謎と古代日本』（新潮社一九七九年）において、すでに大野晋氏が「タカリ・テヨカリ・タカハシ・タサキ・ハテヒと、つまり劍の表に書いてある名前は、後世の系図の上では全部、明らかに大彦命を祖とする名前である。これは偶然に過ぎないのかどうか。」（一五二―三頁）と、オホヒコ以下の二代から六代までの記載名称の特色がオホヒコにつながることを指摘していた。つまり稲荷山鉄劍銘の八代の系譜は、すでに成立していたオホヒコの系譜に付会する祖先系譜であった可能性が高いことを物語っていることを指摘しているのである。この事実は「崇神朝のオホヒコの実在性にゆるぎない根拠が与えられた」とするよりもむしろ、津田が云う帝紀・旧辞の「早いものは雄略天皇ころ、遅いものでも継体天皇及び欽明天皇の前後にできた」という雄略朝の成立を裏付けているともいえるものである。

さてここで思い出されるのは、稲荷山鉄劍銘付考のサブタイトルで書かれた岸俊男氏の「画期としての雄略朝」（『日本古代文物の研究』に所収）である。その紀・記以前の古代人が雄略朝を特別の時代画期と捉えていたことを論じて、その事実の画期性を金銀象眼の鉄刀劍銘から追究していく際の課題を提起したものである。そこで注目される問題は、確実に元嘉暦の使用対象が安康三年八月紀に始まることについてその分注記事の詳細が雄略紀にあ

るとしていることに注目して、元嘉暦の雄略紀からの使用と関連してそこに分注することに及んで体裁を整えたと推定していることにある。氏はむしろ「元嘉暦が雄略朝初頭から施行されたことをそのまま意味するものではない」と明瞭に断りながらも「少なくとも雄略朝ころにはすでに元嘉暦が日本に伝来していたとみてよからう。」と推測している。この元嘉暦伝来の指摘は、帝紀・旧辞や諸系譜の初源的な成立とは無縁なことを意味しはしない。前掲の大野晋氏のオフケ八代のうち古い六代の系譜がオホヒコの系譜六代にきわめて類似していることも雄略朝に奉仕するものの起源を誇示する榮誉となっていたことを考えさせるものである。稲荷山鉄劍銘から具体的な歴史事実の実証を進める上でもなお閨門がこの辺りにもあることを考えさせられるが、如何であろうか。以上述べたところを最後にまとめておわりとしたい。

おわりに

本書にはまず第一に、遠・駿・豆の古代地域史を徹底するところから日本古代史の新しい理解と成果が、幅広い内容や方法により開示されていることにある。加えて強調したいことは第二部各論には浜名郡輪租帳と称せられてきたそれを同夾名帳として青苗簿式に従って読むことを提唱して従来の研究を一新した論考や、第三部余論に伊豆の卜部が亀甲を用いる卜甲法によることなどを徹底解明し、九世紀に活躍した人物卜部平麻呂・卜部雄貞を分析することから中世吉田家につながる基礎が築かれた過程を論じた論文など珠玉の名論文が多数入れられていることは有意義であり、見落とされるべきではない。

また第二には、地域史が列島古代史の舞台であり、国家形成史と構造連関することを主軸にし、方法を異にする考古学との重層関係をいかにとらえるか、また年代、年次の縦軸において次の事実確定の成否を脇に置いても、「古典の復権」を称えて文献古代史学の果たすべき役割の大きさを示そうとした意欲ある見解は、大きな刺激であり、後学のものが無視して済むものではない意義をもっていると考えらる。

第三に、第一や第二の裏面にも当たるが、古代地域史といえども列島史の舞台であり、日本古代史の基本史料の理解に対してそ

の信憑性を左右する核心となるものが少なくないことを本書が具体的に提起しているが、そこにおける紀年論や鉄剣銘読解、ひいては帝紀・旧辞論と津田史学の評価においても、それらは古代地域史でも別物でなく、事実確定においては全く同じ関門があることを心得るべきものであることを示しており、古代地域史の緊張感を示している好著といえよう。

なお末筆乍ら、本書についてはむろんすでに小林敏男氏による優れた書評（『日本歴史』六六一号二〇〇三年六月号）がある。併せて参照されんことを希望する。

（A5判 六一八頁 二〇〇二年三月 塙書房 一〇五〇〇円）

（新潟大学文学部教授）